

保護者・地域の皆様とのより良い関係づくりのための基本方針

～社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応について～

令和8年10月1日
学校法人奈良育英学園

はじめに

学校法人奈良育英学園（以下「本学園」という。）は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育活動を通じて、子どもたち一人一人の健やかな成長を支えています。保護者や地域の皆様は、子どもたちの成長を共に支える大切なパートナーであり、本学園の教育活動は、皆様のご理解とご協力に支えられています。

皆様からいただくご意見やご要望は、教育活動の改善につながる貴重なものです。本学園は、これからも真摯に受け止め、誠実に対応してまいります。

一方で、社会通念上許容される範囲を超えた言動は、教職員の心身の健康を損ない、子どもたちの教育環境にも影響を及ぼしかねません。本学園は、令和8年10月1日施行の法律の改正を踏まえ、教職員が安心して教育活動に力を注ぎ、子どもたちの教育環境を守るため、ここに基本方針を定めます。

1 対象となる言動

保護者や地域住民等から本学園に対して行われる言動のうち、要求の内容が妥当性を欠くもの、又は要求の内容が妥当であっても、その手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるものであって、教職員の就業環境が害されるものを対象とします。面談のほか、電話、電子メール、SNS等によるものも含みます。

なお、正当なご意見・ご要望や、障害のある方からの合理的配慮の申出などは、これに該当しません。

2 該当する言動の例

- ・身体的な攻撃（暴行、物を投げつける、つばを吐きかける等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動（大声で威嚇する、執拗に責め立てる等）
- ・継続的、執拗な言動（同じ要求を何度も繰り返す、電話や電子メールを執拗に繰り返す等）
- ・拘束的な言動（長時間の居座り、長時間の電話による拘束、校園内からの不退去等）
- ・理由のない要求や、教育活動の範囲を著しく超える要求、対応が著しく困難な要求（性的な要求、教職員の私生活に関する要求等）
- ・相当性を欠く賠償の要求
- ・教職員を無断で撮影・録画・録音すること、SNS等へ教職員のプライバシーに係る情報や中傷を投稿すること

※上記は例示であり、これらに限られるものではありません。

3 本学園の対応

- ・社会通念上許容される範囲を超えた言動に対しては、組織として毅然とした態度で対応します。
- ・事実関係を速やかに確認し、教職員の心身の安全と子どもたちの安全を最優先に確保します。
- ・対応内容を正確に把握するため、やり取りを記録し、必要に応じてお断りのうえ録音させていただく場合があります。

- ・十分にご説明をしたうえで、なお同じ要求が続く場合には、面談や電話を終了させていただくことや、文書によるやり取りに切り替えさせていただくことがあります。
- ・特に悪質な場合には、警察や弁護士等と連携し、校園への立入りの制限等を含め、厳正に対処します。
- ・本学園で業務に従事する委託先の方々等に対する言動についても、同様に対応します。
- ・こうした対応をとる場合でも、お子様の教育に不利益が生じることのないよう配慮します。

4 教職員に対する取組

- ・本学園の方針を教職員に周知するとともに、保護者の皆様との関係づくりや対応に関する研修を実施します。
- ・教職員のための相談窓口を設け、被害を受けた教職員への配慮と再発防止に努めます。
- ・教職員自身が、取引先など他の事業者で働く方々に対して同様の言動を行わないよう、啓発に努めます。

5 保護者・地域の皆様へのお願い

子どもたちの健やかな成長のために、次の点へのご理解とご協力をお願いいたします。

- ・ご相談やご意見は、落ち着いた表現と声量でお伝えください。
- ・面談をご希望の際は、事前にご連絡のうえ、勤務時間内での日時の調整にご協力ください。また、長時間にわたるご相談は控えください。
- ・学校としてお応えできないこともあることを、ご理解ください。
- ・教職員や子どもたちを傷つけるSNS等への投稿は、控えください。

以上